

# 屋外広告物の 手引き

Manual of signs

1. 屋外広告物とは
2. 許可申請の方法
3. 可視面積の計算法

## 魅力と品格を育む 広告景観づくりに向けて

本市は、三河山地から連なる豊かな緑と矢作川や乙川の清流など四季の移ろいを際立たせる恵まれた自然や地形を背景に、徳川家康公生誕の地である岡崎城をはじめ、長い年月を重ねたくらしの中で培われた歴史文化資産を数多く有し、固有の伝統と風格を持つ西三河の拠点都市として発展する美しいまちです。

本市では、岡崎の魅力ある景観はかけがえのない市民共有の財産であるとの認識のもと、わたしたち一人ひとりが景観への意識を高め、地域の個性を活かしながら、豊かな自然、固有の歴史、快適な暮らしをつなぎ、次代を担う子どもたちが、ふるさと岡崎に誇りと愛着が持てるよう、市民や事業者と行政が力を合わせて景観まちづくりに取り組み、より美しく、風格ある岡崎を創生するため、平成24年（2012）に岡崎市景観計画を策定し、各種施策を推進しています。

屋外広告物行政としては、平成15年（2003）の中核市移行に伴って愛知県屋外広告物条例を引き継ぎ、「岡崎市屋外広告物条例」を定め、屋外広告物に関する許可業務等を行っています。

屋外広告物は、地域の魅力や賑わいの演出のうえで大きな役割を果たす一方、景観上の影響が大きい要素であり、色彩や規模によっては良好な景観の阻害要因にもなり得ます。また、設置や老朽化対策等を適切に行い、常に安全安心な状態を維持することが求められます。

広告として効果的に機能しながら、地域の暮らしに寄り添い、まちの魅力や活力を高める屋外広告物を目指して、この「手引き」をご活用いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

# 目次

---

魅力と品格を育む広告景観づくりに向けて -----	01
資料 許可申請の手順 -----	03
第1章 屋外広告物とは -----	04
01 屋外広告物の定義 -----	04
02 屋外広告物の分類 -----	05
第2章 許可申請の方法 -----	06
01 屋外広告物法と条例について -----	06
02 規制の概要 -----	07
03 面積計算の方法 -----	10
04 許可基準 -----	11
05 申請書を作成 -----	17
06 申請書を提出したら -----	19
07 手数料を納入したら -----	20
第3章 可視面積の計算方法 -----	21
01 可視面積の計算方法 -----	21

# 資料 | 許可申請の手順

## 許可申請の手順

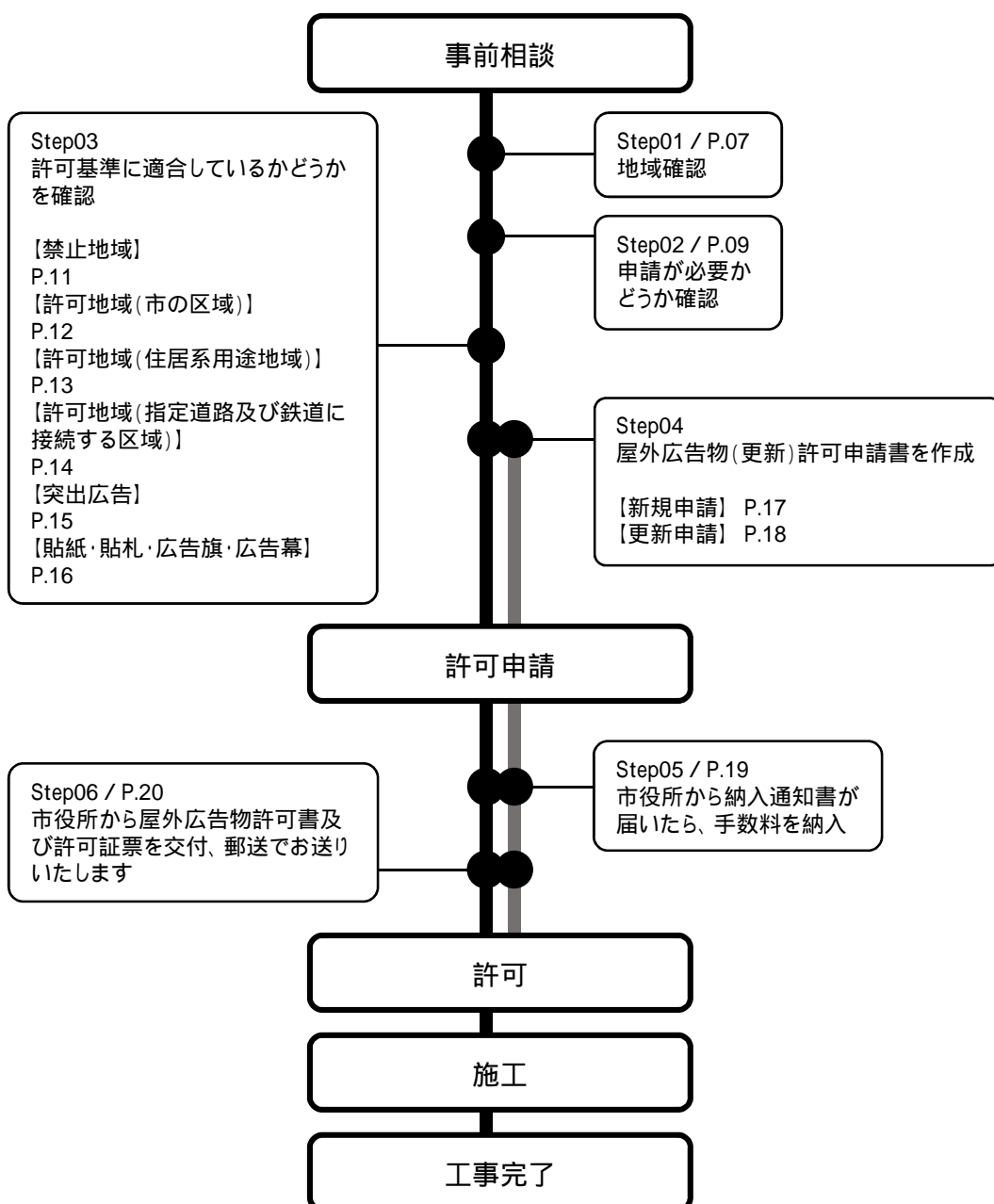
許可申請の手順は以下のとおりです。第2章「許可申請の方法」で右のボックスを使ってステップ順に解説します。

step  
01 | 地域確認

新たに広告物を設置したい【Step01からスタート】

すでに許可を受けており、許可期間満了後も引き続き表示したい【Step04からスタート】

すでに許可を受けており、広告物を追加・変更・除去したい【市にお問い合わせください】



# 第1章 屋外広告物とは

## 第一章 屋外広告 物とは

### 01 屋外広告物の定義

屋外広告物法において規制の対象とされる「屋外広告物」とは、次の4つの要件を全て満たしているものと定義されています。(屋外広告物法第2条第1項)

1. 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
2. 屋外で表示されるものであること
3. 公衆に表示されるものであること
4. 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に 掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること

1. 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること

定着して表示されるもののことを指し、街頭で配布するチラシなど定着性のないものは該当しません。これらは貼付された時に初めて定着性が生じ、「屋外広告物」に該当することになります。

2. 屋外で表示されるものであること

建物等の外側に広告物があることを意味し、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されていても、屋内に存在する広告物であれば、屋外広告物の規制の対象外とするという趣旨です。したがって建物や自動車の窓ガラス等にその内側から貼られたものなどは原則屋外広告物に該当しません。

3. 公衆に表示されるものであること

「公衆に表示」とは、単に「不特定多数に対して表示する」という意味ではなく、屋外広告物法の趣旨に照らして建物の管理権等からも総合的に判断することとなります。

例えば、建物の外側に向かって表示されているものであっても、その建物が閉鎖的な中庭を有しており、その庭に向かって表示されているようなものは「公衆に表示」されているとは言えません。したがって、駅、乗船場、空港等の改札口の内側の人に対して表示されている改札口の内側にある広告物などは、屋外広告物の規制の対象外となります。

なお、「表示」とは一定の観念、イメージ等を表示することを指し、その内容が営利的な場合に限らず、非営利的な場合も含まれます。

4. 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に 掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること

独立して設置されている場合はもちろん、建物などを利用して表示されている場合も屋外広告物に含まれます。

営利・非営利を問わず、  
私有地のものも含まれます

## 02 屋外広告物の分類

### 設置主体 設置目的 による分類

#### 自家用広告物

自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表現するため、自己の住所若しくは居所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示するもの。

#### 管理用広告物

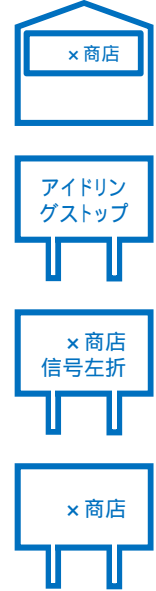
自己の所有し又は管理する土地又は物件（自己の住所若しくは居所又は事業所営業所若しくは作業所を除く）にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示するもの。

#### 案内広告物

道標、案内図板その他公共的目的をもったもの若しくは公衆の利便に供することを目的としたもの。

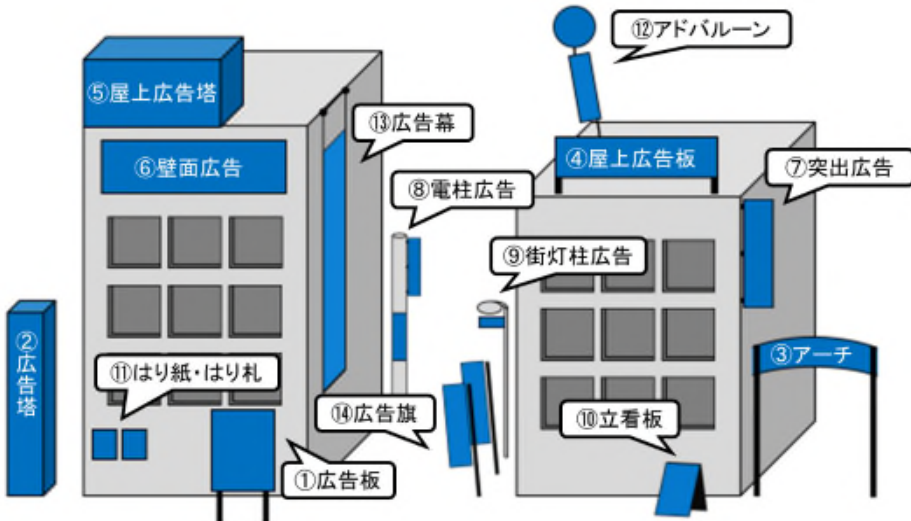
#### 一般広告物

自家用、管理用、案内広告物に該当しないもの。



### 設置方法 による分類

独立して掲出されるもの 広告板 広告塔 アーチ広告  
 建物に固定し掲出されるもの 屋上広告板 屋上広告塔 壁面広告  
 突出広告  
 工作物に固定し掲出されるもの 屋上広告板 屋上広告塔 壁面広告 突出広告 アーケード広告 電柱広告 街灯柱広告  
 簡易な広告物等 立看板 はり紙 はり札 アドバルーン 広告幕 広告網 広告旗



## 第2章 許可申請の方法

第二章  
許可申請  
の方法

### 01 屋外広告物法と条例について

屋外広告物法の目的

良好な景観の形成

風致の維持

公衆に対する危害防止

以上の目的を果たすため、屋外広告物法・条例等において、屋外広告物の表示や設置、維持、屋外広告業について必要な規制の基準を定めています。

屋外広告物法

条例で定めるところにより、屋外広告物に関する各種規制を定めることができると規定しています。

岡崎市屋外広告物条例

法の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な事項を定めています。



規制について

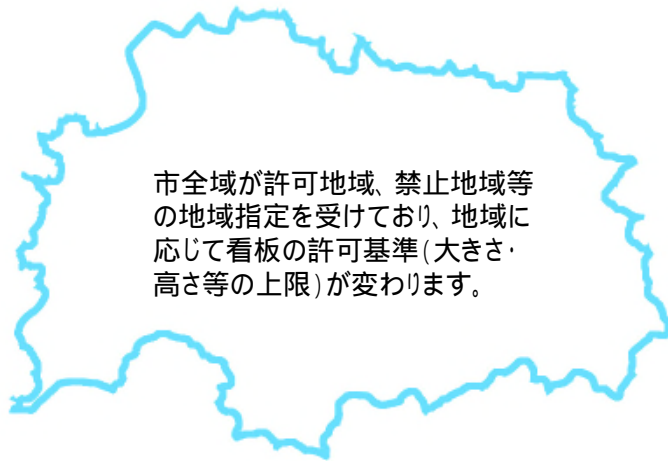
市全域を対象として、広告物の表示を禁止することが望ましい「**禁止地域**」と、禁止する必要がなく、周辺景観との調和等を図る必要のある「**許可地域**」の指定や、広告物を出してはいけない物件を指定する「**禁止物件**」、危険な広告物を防ぐための「**禁止広告物**」、**許可制度**、**適用除外制度**、**その他（管理・除却義務等）の規制**をおこなっています。

#### コラム 早めのご相談で安心した設置を

看板を出そうと思ったら、**早めの段階で一度、市役所窓口へご相談ください。**

屋外広告物を表示・設置する際は、屋外広告物の許可申請が必要になります(大きさや場所によっては許可なしで表示できる広告物もあります)。

また、許可の際には各種規制内容や許可基準(看板の高さ・大きさ等の規制)をクリアしている必要があるため、看板を出そうと思ったら、早めの段階で一度、市役所窓口へご相談ください。



step  
01 | 地域確認

その場所がどういった地域指定を受けているのかを確認します。

【方法】

窓口・お電話でのお問い合わせ等

【いるもの】

- ・設置予定地の住所
- ・設置予定の看板の内容(あれば)

禁止地域(広告物を出せない地域)

- ・第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区
- ・文化財保護法、条例として指定された地域
- ・高速道路、自動車専用道路、新幹線、鉄道の全区間
- ・市長が指定する道路・鉄道の沿線
- ・都市公園や市長が指定する公園・緑地等の公共空地
- ・市長が指定する河川、池沼、渓谷、山及びこれらの付近の地区
- ・官公署、学校等の各種公共施設
- ・その他市長が指定する地域・場所(古墳や葬祭場、神社等)

禁止地域一種、許可地域三種の規制があります



**禁止地域では一般広告物を表示することができません。** 自家用広告物であれば表示は可能ですが、広告物の高さや面積に制限があります。

許可地域

禁止地域以外の地域。広告物等を設置する場合、屋外広告物の許可申請が必要になります(大きさや場所によっては許可なしで表示できる広告物もあります)。



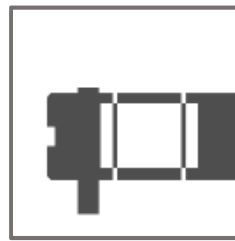
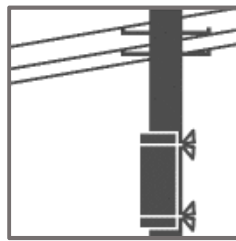


## 02 規制の概要

### 禁止物件(広告物の表示等が禁止される物件)

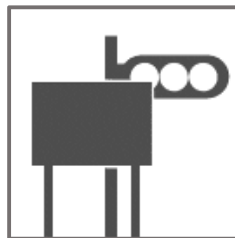
- ・ 橋、トンネル、高架構造物、分離帯
- ・ 煙突、水道タンク
- ・ 石垣・街路樹
- ・ これらに類するもの及び規則で定められたもの
- ・ 信号機、道路標識、道路上のさく
- ・ 電柱や街灯柱にははり紙、はり札、立て看板を  
表示できません
- ・ 送電鉄塔、照明塔

電柱、街灯柱は、基準を満たせば表示できる場合があります。



### 禁止広告物(出してはいけない広告物)

- ・ 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等の剥離したもの
- ・ 著しく破損し、又は老朽したもの
- ・ 倒壊または落下のおそれのあるもの
- ・ 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- ・ 交通の安全を阻害するおそれのあるもの



## 02 規制の概要

### 【適用除外】

禁止地域、禁止物件であっても広告物を出せる場合があります。また、許可なしで表示できる広告物もあります。

### 適用除外の例

- ・ 法令の規定により表示するもの
- ・ 自己の名称や事業内容を自己の住所や事業所内に表示する一定規模のもの（自家用広告物）
- ・ 自己の敷地や物件を管理するために表示する一定規模のもの（管理用広告物）
- ・ 冠婚葬祭や祭礼のために一時的に表示するもの
- ・ 講演会等のため、会場の敷地内に表示するもの
- ・ 人や車両等に表示するもの
- ・ 電柱広告で、許可の基準を満たしたもの … 等

適用除外にあたるかは市役所へご確認ください

step

02

### 申請が必要かどうかを確認

面積によっては申請不要となることがあるため（適用除外）、その地域では何㎡を超えると許可申請が必要なのかを確認します。申請が必要かどうかは最大可視面積（次ページで解説）で判断します。

地域規制		物的規制			
地域区分		自家用広告物 (一の住所又は事業者、営業所若しくは作業所当たりの表示面積)	案内広告物 (道標・案内図板等)	管理広告物	一般広告物
禁止地域		10㎡を超える場合 許可申請が必要 (20㎡以下に限定)	全て許可申請 必要 (5㎡以下に限定)	許可申請不要 (3㎡以下に限定)	表示不可
許可地域	指定道路及び鉄道に 接続する区域	20㎡を超える場合 許可申請が必要 (禁止地域を除く 住居系の用途地域 <sup>3</sup> は10㎡を超える場合 許可申請が必要) <sup>2</sup>	全て許可申請 必要 (5㎡以下に限定) <sup>2</sup>	許可申請不要 (3㎡以下に限定)	全て許可申請 必要 <sup>2</sup>
	市の区域	20㎡を超える場合 許可申請が必要 (禁止地域を除く 住居系の用途地域 <sup>3</sup> は10㎡を超える場合 許可申請が必要)	全て許可申請 必要	許可申請不要 (3㎡以下に限定)	全て許可申請 必要

09

1 面積は全て最大可視面積

2 施行規則別表第2参照

3 住居系の用途地域：都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

## 03 面積計算の方法

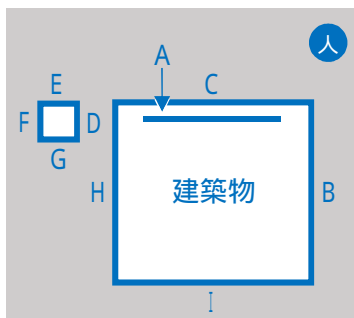
### 最大可視 面積

申請の要不要  
の判断に用い  
る計算方法

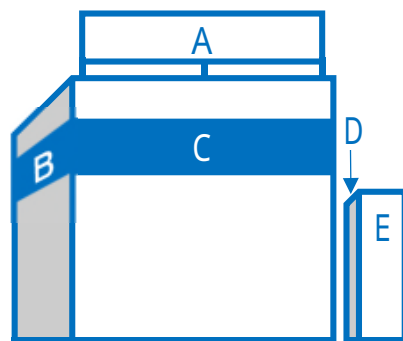
例えば、ある店舗が複数の広告物を設置した場合、それらが一番沢山見える場所から、見えている面積を足していった合計が、「最大可視面積」となります。申請が必要かどうかは、最大可視面積が何㎡になるかによって判断します。

上空から見た図

人 の位置から、  
一番多く広告物が見える



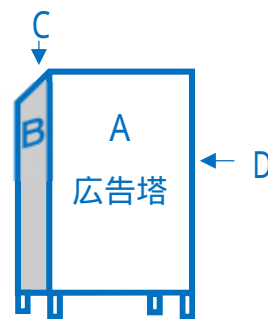
$A+B+C+D+E$  = 最大可視面積  
同時に見えない F G H I は除く



### 可視面積

許可基準に適合しているかの判断に用いる計算方法

広告物は、広告板・広告塔等の種類ごとに、一基あたりの面積の上限が決まっています（種類によっては上限のない物もあります）。この面積の上限（許可基準）以内に収まっているかどうかの確認のために、可視面積を用います。

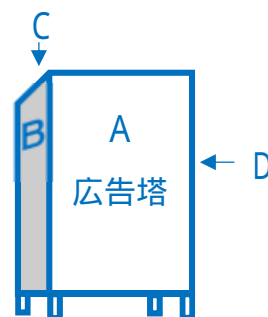


$A+B$  = 可視面積

### 表示面積

手数料の算定に用いる計算方法

屋外広告物の申請には手数料がかかります。手数料は、表示面積（看板すべての総面積）に応じて算定します。

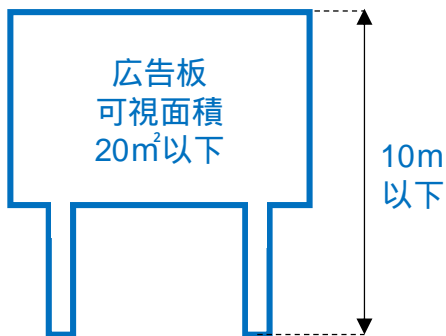


$A+B+C+D$  = 表示面積

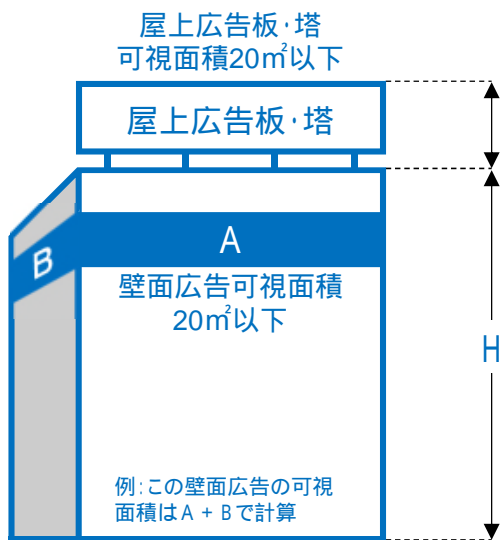
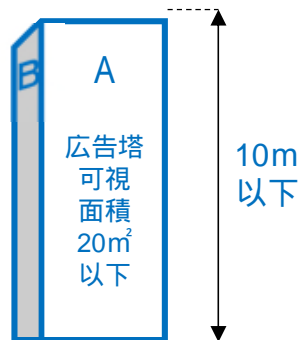
step  
03 許可基準に適合しているかどうかを確認

屋外広告物を表示・掲出するときには、広告物の種類ごとに許可基準に適合している必要があります。許可基準は掲出する地域によっても異なるので、地域に応じた内容を確認します。

以下、許可基準は主要な内容の抜粋であり、一部表現を変えています。以下に記載のない種類の広告物の基準もございますので、詳細は施行規則の別表第1及び第2をご確認ください。



例：この広告塔の可視面積はA + Bで計算



$H \times 2/3$ 以下

耐火構造及び不燃構造の建築物の屋上に設置する屋上広告板・塔の高さは、広告物を設置する箇所における当該建築物の高さの3分の2以下が上限。

木造建築物の屋上に設置する屋上広告板・塔は、可視面積20㎡以下、地表からの高さ10m以下が上限。

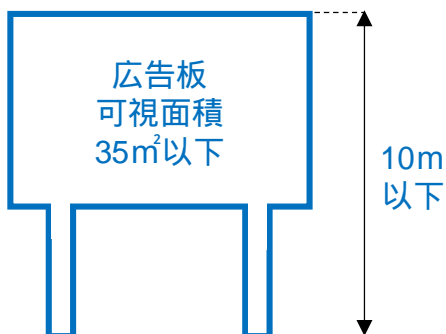
案内広告物

- ・可視面積5㎡以下
- ・高さ5m以下
- ・岡崎市屋外広告物条例施行規則 別表第2

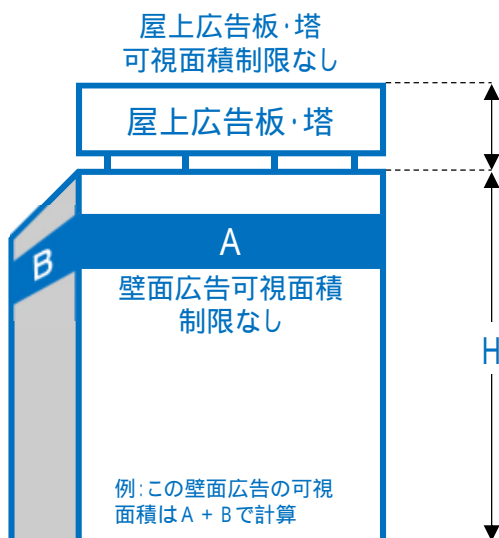
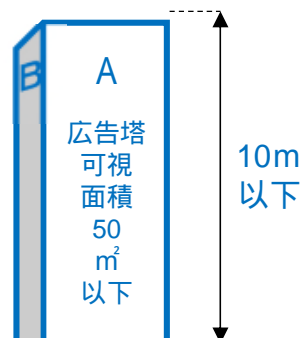
step  
03 許可基準に適合しているかどうかを確認

屋外広告物を表示・掲出するときには、広告物の種類ごとに許可基準に適合している必要があります。許可基準は掲出する地域によっても異なるので、地域に応じた内容を確認します。

以下、許可基準は主要な内容の抜粋であり、一部表現を変えています。以下に記載のない種類の広告物の基準もございますので、詳細は施行規則の別表第1及び第2をご確認ください。



例：この広告塔の可視面積  
はA + Bで計算



$H \times 2/3$ 以下

耐火構造及び不燃構造の建築物の屋上に設置する屋上広告板・塔の高さは、広告物を設置する箇所における当該建築物の高さの3分の2以下が上限。

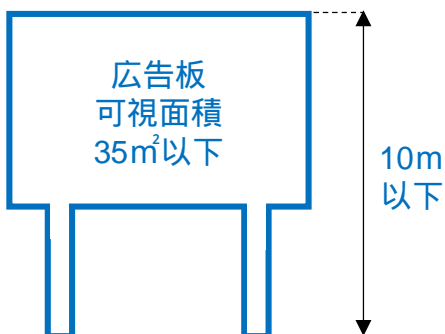
木造建築物の屋上に設置する屋上広告板・塔は、可視面積20m<sup>2</sup>以下、地表からの高さ10m以下が上限。

案内広告物も上記基準と同様。

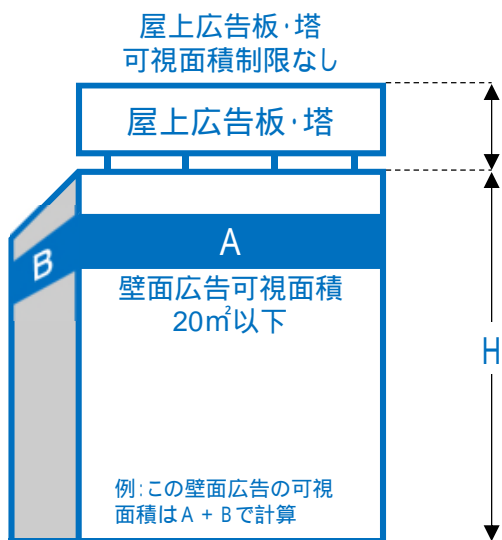
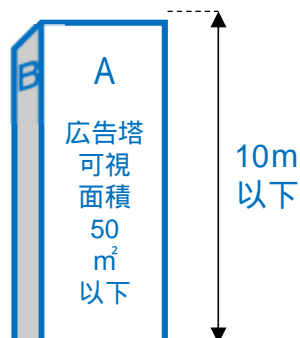
step  
03 許可基準に適合しているかどうかを確認

屋外広告物を表示・掲出するときには、広告物の種類ごとに許可基準に適合している必要があります。許可基準は掲出する地域によっても異なるので、地域に応じた内容を確認します。

以下、許可基準は主要な内容の抜粋であり、一部表現を変えています。以下に記載のない種類の広告物の基準もございますので、詳細は施行規則の別表第1及び第2をご確認ください。



例：この広告塔の可視面積  
はA + Bで計算



$H \times 2/3$ 以下

耐火構造及び不燃構造の建築物の屋上に設置する屋上広告板・塔の高さは、広告物を設置する箇所における当該建築物の高さの3分の2以下が上限。

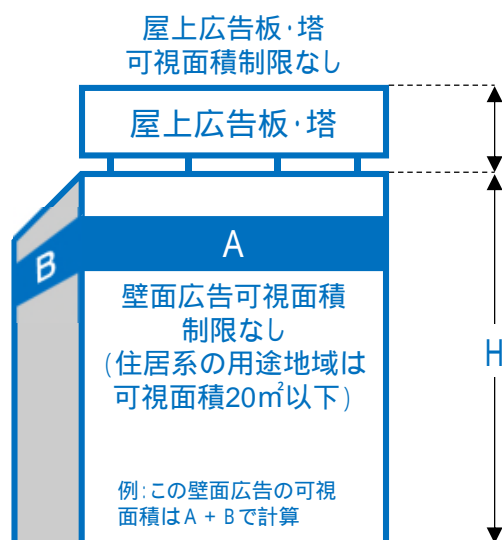
木造建築物の屋上に設置する屋上広告板・塔は、可視面積20m<sup>2</sup>以下、地表からの高さ10m以下が上限。

案内広告物も上記基準と同様。

step  
03 許可基準に適合しているかどうかを確認

屋外広告物を表示・掲出するときには、広告物の種類ごとに許可基準に適合している必要があります。許可基準は掲出する地域によっても異なるので、地域に応じた内容を確認します。

以下、許可基準は主要な内容の抜粋であり、一部表現を変えています。以下に記載のない種類の広告物の基準もございますので、詳細は施行規則の別表第1及び第2をご確認ください。

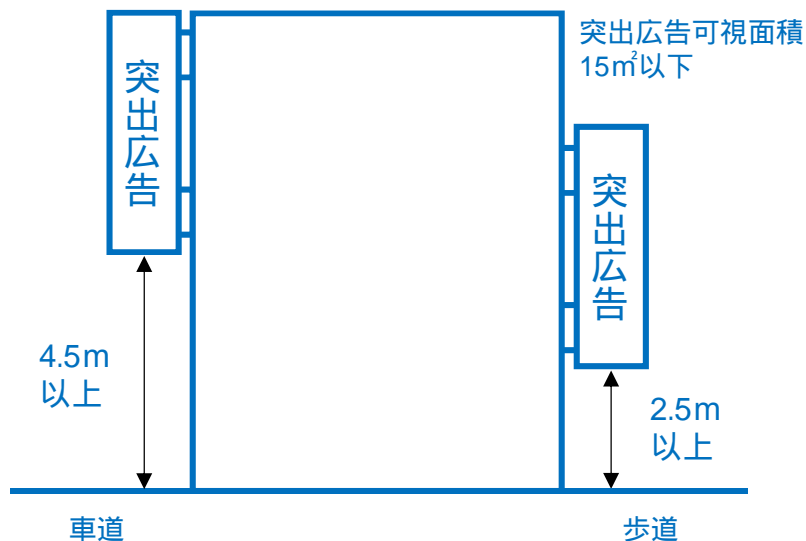


種別	指定区域のうち高速自動車国道及び新幹線鉄道に接続する区域		指定区域のうち高速自動車国道及び新幹線鉄道以外の道路及び鉄道等に接続する区域	
	広告板	広告塔	広告板	広告塔
幅又は長さ	20メートル以下	5メートル以下	15メートル以下	3メートル以下
地表からの高さ	10メートル以下	20メートル以下	10メートル以下	15メートル以下
表示面積	50平方メートル以下	50平方メートル以下	35平方メートル以下	35平方メートル以下
路端からの距離	500メートル以上	500メートル以上	100メートル以上	100メートル以上
広告物相互の間隔	300メートル以上	300メートル以上	50メートル以上	50メートル以上

案内広告物

- ・可視面積5㎡以下 ・高さ5m以下 ・1事業所等に原則として1個
- ・一般の広告文等の広告を表示しない ・脚部に広告を表示しない
- ・案内を必要とする事業所等への入り口の判別が困難な場合に限る。

## 04 許可基準(突出広告)



- ・可視面積15㎡以下
- ・道路境界から路面上に突き出す出幅は、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、1m以下とすること。
- ・広告の下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては2.5m以上、その他の道路にあっては4.5m以上とすること。
- ・壁面の高さを超えて設置するものの壁面を超える高さは、壁面からの出幅以下とすること。
- ・交通信号機から50m以内のところでは、ネオンサインを使用しないこと。

### コラム 道路占用許可について

道路に物件を設置するときや、沿道の建物から看板等を道路の上空に突き出して設置するときは、道路を管理している「道路管理者」の許可が必要になります(道路占用許可)。

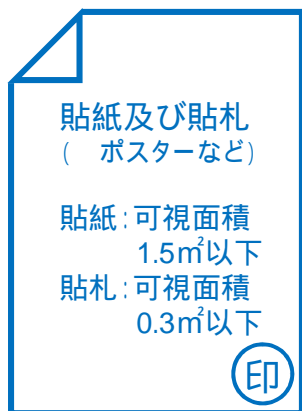
道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用することを「道路の占用」といいます。これには、地上に物件を設置することのほか、沿道の建物から看板や日除け等を道路の上空に突き出して設置することも含まれます。

道路を占用しようとする場合には、道路を管理している「道路管理者( 1)」の許可が必要になります。

1  
国道 国道事務所  
都道府県又は政令市が管理する国道の場合にはそれぞれの土木事務所  
都道府県道 都道府県又は政令市の土木事務所  
市町村道 市町村役場

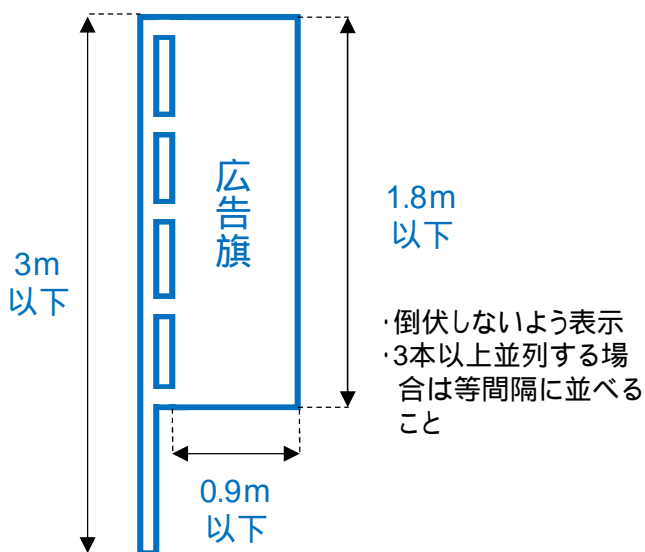


## 04 許可基準(簡易な広告物)

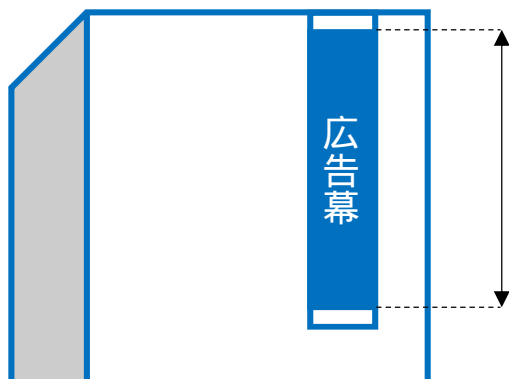


- ・貼紙は、容易に除却できるような方法で表示し、全面のり付けはしないこと。
- ・貼札は、同一壁面には2枚以内とすること。

ポスターには許可印を捺印しますので、市役所窓口までお持ちください。



原則として道路や道路施設に広告は出せません。



垂れ幕は、幅1.5m以下、長さ15m以下とすること

- ・垂れ幕で建築物の窓の全部又は大部分をふさがないこと。
- ・地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。

## 05 申請書を作成(新規申請)

### step 04 屋外広告物(更新)許可申請書を作成

屋外広告物許可申請書(更新の場合は、屋外広告物更新許可申請書)の様式に必要事項を書き込み、添付書類とともに郵送または直接市役所窓口にお持ちください。

屋外広告物許可申請 ( 新規申請 : 新たに広告物を設置される場合 )			
必要な申請書	添付書類	必要部数	提出方法
<p>屋外広告物許可申請書</p> <p>市のホームページからダウンロードいただけます。</p>	<p>設計図 位置図、配置図、平面図、立面図、断面図、構造図等</p> <p>仕様書 形状、寸法、構造等</p> <p>建築物に掲出物件を設置しようとするときにあっては、建築物の構造図及び立面図</p> <p>周辺現況カラー写真</p> <p>その他</p>	<p>1部</p> <p>(1部お送りいただいた場合は、許可申請書のコピーに許可印を捺印したものをご返送いたします。2部お送りいただいた場合は、1部に許可印を捺印したものをご返送いたします。)</p>	<p>郵送または市役所窓口へ直接提出</p>

位置図  
地図など広告物を設置する場所がわかるもの  
配置図、平面図  
敷地内に複数広告物を設置する場合などは、敷地の境界、広告物の設置位置がわかるもの  
立面図  
建物に設置する場合は、建築物全体の寸法と設置位置がわかるもの  
断面図、構造図等  
断面図、基礎の構造、材質、建築物への取り付け方法等  
仕様書  
カラーで板面の縦横寸法がわかるもの。電飾の有無(内照・外照問わず)、両面・片面表示のわかるもの

#### コラム 書き方や添付書類が分からないときは

申請書の書き方や、添付書類等ご不明な点があれば、市役所担当部署までお問い合わせください。お電話でのご相談も承っております。

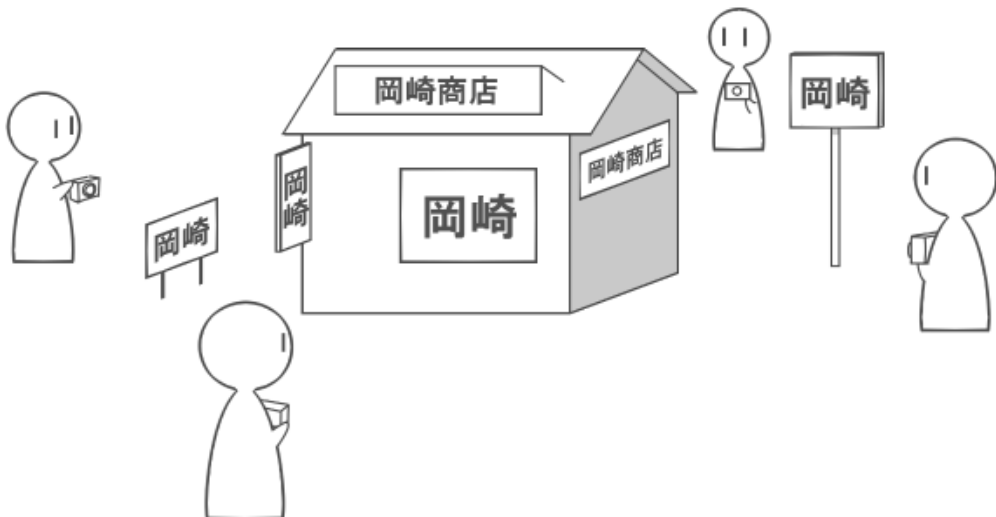
## 05 申請書を作成(更新申請)

### step 04 屋外広告物(更新)許可申請書を作成

屋外広告物許可申請書(更新の場合は、屋外広告物更新許可申請書)の様式に必要事項を書き込み、添付書類とともに郵送または直接市役所窓口にお持ちください。

屋外広告物更新許可申請 (更新申請 : 許可期間後も引き続き広告物を設置される場合)			
必要な申請書	添付書類	必要部数	提出方法
<p>屋外広告物更新許可申請書</p> <p>前回許可の期間が終わる約一か月前に、市役所から郵送でお送りいたします。</p>	<p>屋外広告物安全点検確認書 更新申請前一か月以内に点検したもの (更新許可申請書を市役所から郵送する際、様式を同封いたします)</p> <p>現況カラー写真 申請前一か月以内に撮影したカラーのもの</p>	<p>1部</p> <p>(1部お送りいただいた場合は、許可申請書のコピーに許可印を捺印したものをご返送いたします。2部お送りいただいた場合は、1部に許可印を捺印したものをご返送いたします。)</p>	<p>郵送または市役所窓口へ直接提出</p>

カラー写真は、物件全体の現況が分かるように四方から撮影してください。



## 06 申請書を提出したら

### step 05 市役所から納入通知書が届いたら、手数料を納入

市役所において屋外広告物許可申請手数料を算出、納入通知書を作成し、申請者様へ郵送でお送りいたします。

納入通知書が届き次第、最寄りの金融機関で納入してください。

手数料は、表示面積を計算し、下の手数料表に基づいて市が算出します。

事務	手数料				
	名称	金額			
この条例の規定に基づく許可(許可の更新を含む。)の申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料	広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類する広告物及び掲出物件	ネオンサインその他電飾設備を有しないもの	許可期間が1年以内のもの	広告表示面積5平方メートルにつき 900円
				許可期間が1年を超えるもの	広告表示面積5平方メートルにつき 1,300円
			ネオンサインその他電飾設備を有するもの	許可期間が1年以内のもの	広告表示面積5平方メートルにつき 1,200円
				許可期間が1年を超えるもの	広告表示面積5平方メートルにつき 1,900円
		電柱又は街灯柱を利用する広告	許可期間が1年以内のもの	1個につき 200円	
			許可期間が1年を超えるもの	1個につき 300円	
		立看板又は広告旗		1枚につき 100円	
		貼紙		100枚につき 400円	
		貼札		1枚につき 40円	
		広告幕又は広告網		1枚につき 400円	
		アドバルーン		1個につき 700円	
		その他の広告物	許可期間が1年以内のもの	1個につき 100円	
			許可期間が1年を超えるもの	1個につき 160円	

step

06

市役所から屋外広告物許可書及び許可証票を交付、郵送でお送りいたします

市役所から、屋外広告物(更新)許可申請書に許可印を捺印した「屋外広告物許可書」及び、許可証票を郵送にてお送りいたします。以上でお手続きは完了となります。

お手続き  
完了



郵送にてお送りいたします。

今後の更新  
申請の為に

今後も継続して看板を出される場合、許可期間満了の約一か月前に更新のご案内を市から郵送し、更新許可申請、手数料の納付を行っていただくこととなります。  
以下の点を心がけると、今後のお手続きがスムーズになります。

- ・屋外広告物許可書を保管する。
- ・屋外広告物の図面を保管し、申請内容を把握する。
- ・看板の追加変更・撤去を行う場合は、事前に市にご相談を。

更新の際に許可基準オーバーの看板が追加されていることが分かった場合は、是正が必要になります。こうしたことを防ぐために、看板の追加変更、撤去の際は、事前にご相談ください。

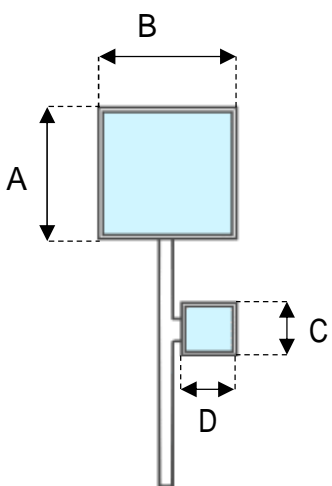
# 第3章 可視面積の計算方法

第三章  
可視面積  
の計算法

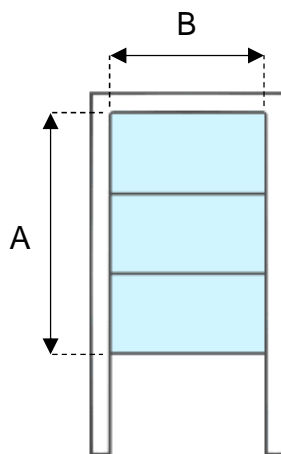
## 01 可視面積の計算方法

この章では、広告物の種類ごとの可視面積の計算方法について解説します。

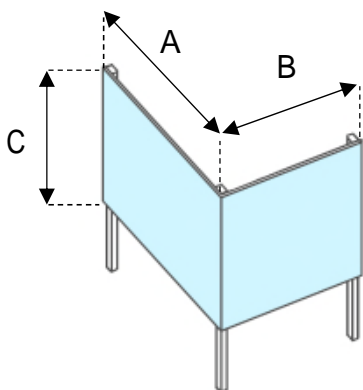
広告板



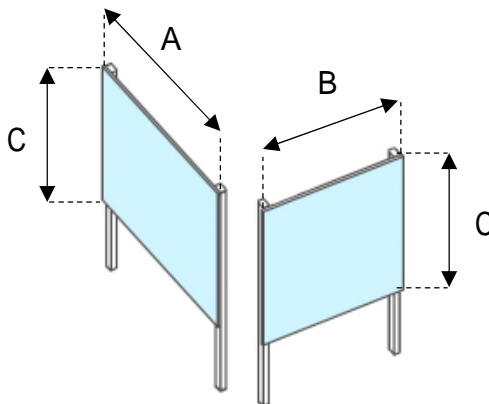
可視面積 =  $AB + CD$



可視面積 =  $AB$



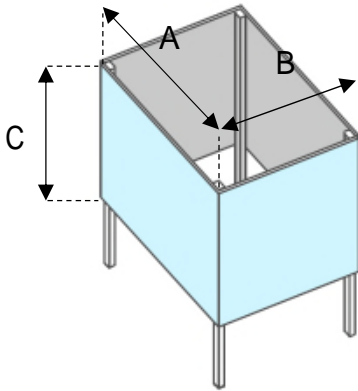
可視面積 =  $(A + B)C$



可視面積 =  $AC$   
可視面積 =  $BC$

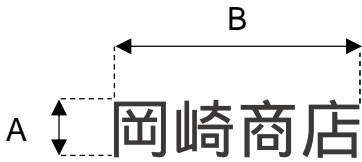
## 01 可視面積の計算方法

### 広告塔

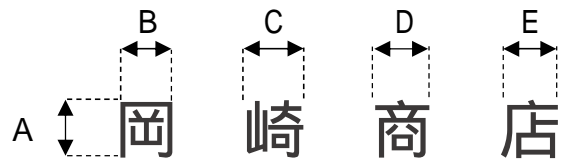


$$\text{可視面積} = (A + B)C$$

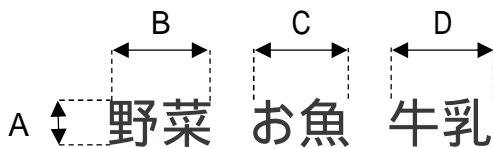
### 壁面広告



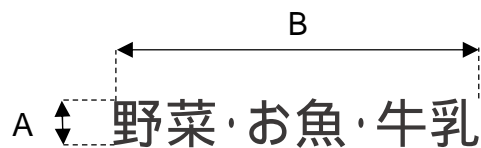
文字と文字の間が一文字以上空いていない場合  
可視面積 =  $AB$



文字と文字の間が一文字以上空いている場合  
可視面積 =  $(B + C + D + E)A$



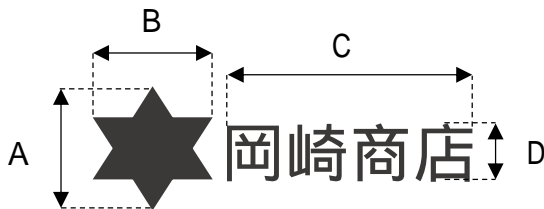
それぞれの文字の意味が異なる場合  
可視面積 =  $AB + AC + AD$



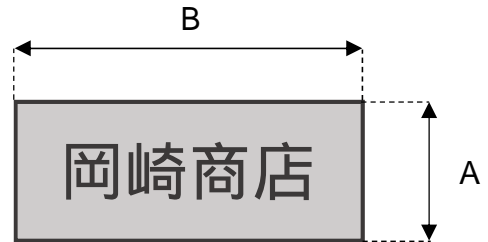
それぞれの文字の意味が異なるが、一体の広告物であると認められる場合  
可視面積 =  $AB$

## 01 可視面積の計算方法

### 壁面広告



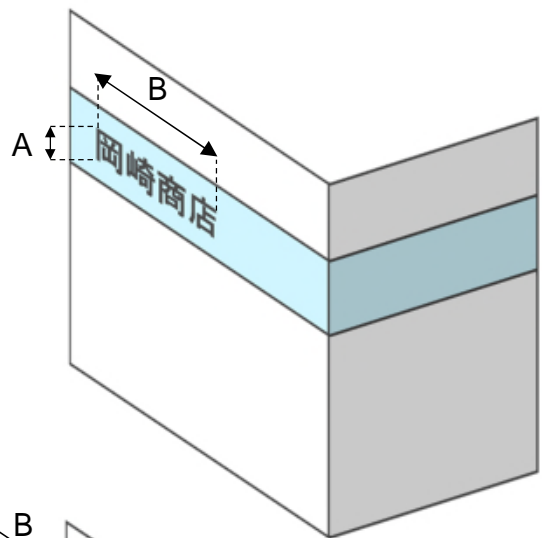
異なる大きさの文字が含まれる場合  
可視面積 =  $AB + CD$



文字の後ろが建築物の壁面と異なる色  
や素材で目立たせてある場合  
可視面積 =  $AB$

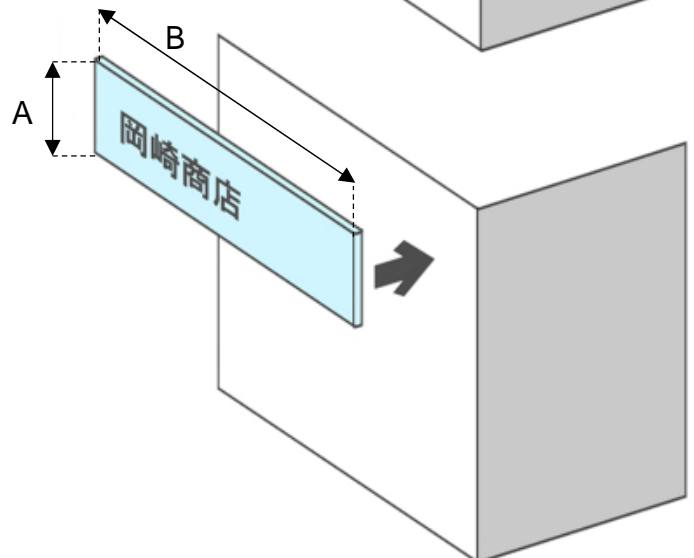
文字の後ろが建築物の壁面と異なる色の  
場合であっても、その色が建築物の意匠  
とみなせる場合(壁面を帯状に塗装等)は  
文字部分のみで面積を算定する

可視面積 =  $AB$



壁面に異なる素材等を屋外  
広告物の表示の為に取り付  
けている場合は、板面全体  
を面積として算定する

可視面積 =  $AB$





H29.3 制作

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市役所まちづくりデザイン課 景観推進係  
TEL: 0564-23-6261 FAX: 0564-23-7967

<http://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1184/1169/p008568.html?path=C1100/C1184/C1169/P8568>